

広島市条例第30号

令和8年3月31日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税条例等の一部を改正する条例

(広島市市税条例の一部改正)

第1条 広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、「によつて」を「により」に改め、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに第34条の8」を「次項及び第34条の8第1項」に改め、「。）」の右に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等(法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。)に対し、その所有者に課する。

第80条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節にお

いて「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)及び第83条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「によつて」を「により」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項及び第4項中「によつて種別割」を「により軽自動車税」に改める。

第90条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第4項中「によつて種別割」を「により軽自動車税」に改め、同条第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「によつて種別割」を「により軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「によつて」を「により」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 8 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 8 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 8 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 8 条の 3 とする。

附則第 9 条第 2 項中「、附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 1 1 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 4 項本文」を「附則第 1 5 条第 1 3 項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 1 項」を「附則第 1 5 条第 2 0 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項から第 1 3 項までを削り、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項」を「附則第 1 5 条第 2 7 項」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同

条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第20項を第16項とし、第21項を第17項とする。

附則第11条の3第11項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第13項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第14項第5号及び同条第16項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第18項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11条の4の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第1項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第

1 項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第 5 条各号に掲げる特別特定建築物」に改める。

附則第 18 条中「第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 20 条の 3 の 5 から第 20 条の 3 の 9 までを削る。

附則第 20 条の 3 の 10 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「以下この条」を「次項及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」及び「の種別割」を削り、同条第 4 項を削り、同条を附則第 20 条の 3 の 5 とする。

附則第 20 条の 4 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「の種別割」を削る。

附則第 20 条の 4 の 3 第 3 項第 2 号、附則第 20 条の 5 第 3 項第 2 号、附則第 21 条第 3 項第 2 号、附則第 22 条第 5 項第 2 号、附則第 22 条

の 2 第 2 項第 2 号、附則第 2 2 条の 3 第 2 項第 2 号、附則第 2 2 条の 4 第 2 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号並びに附則第 2 2 条の 5 第 2 項第 2 号及び同条第 5 項第 2 号中「、附則第 8 条の 3 第 1 項及び附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 8 条の 3 第 1 項」に改める。

(広島市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年広島市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「の種別割」を削り、「附則第 2 0 条の 3 の 1 0」を「附則第 2 0 条の 3 の 5」に、「同項」を「同条」に改める。

附則第 1 9 項の表以外の部分中「の種別割」を削り、「附則第 2 0 条の 3 の 1 0」を「附則第 2 0 条の 3 の 5」に改め、同表中「附則第 2 0 条の 3 の 1 0」を「附則第 2 0 条の 3 の 5」に改める。

(合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和 3 3 年広島市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名、第 1 条及び第 2 条第 5 号中「の種別割」を削る。

第 3 条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「種別割」を「税率」に改める。

第 4 条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

別表第1中「軽自動車税（種別割）証紙」を「軽自動車税証紙」に、
「Light Motor Vehicle Tax（Category Base）Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax Stamp」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項第1号から第4号までに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の広島市市税条例（附則第5項及び第6項において「新条例」という。）附則第11条の4の規定は、この条例の施行の日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われる同項に規定する改修特別特定建築物に対して課すべき令和9年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽

自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 5 新条例及び第2条の規定による改正後の広島市市税条例等の一部を改正する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第18条の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 第3条の規定による改正後の合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。